

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員が安心して業務に従事することによりその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年8月1日～令和6年7月31日までの5年間
2. 内容

目標1 引き続き、計画期間内に男性社員の育児休業の取得率を10%以上にする。

<対策>

- 令和1年 8月～ 男性の育児目的休暇及び育児休業を引き続き周知、勧奨

目標2 引き続き女性社員を対象に、管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修へ積極的に参加させる。

<対策>

- 令和1年 8月～ 中堅女性社員に適した研修の選別
- 令和1年 9月～ 女性社員の昇格意欲の喚起、諸研修の情報公開

目標3 看護休暇を、時間単位で取得できるよう「育児・介護休業等に関する規則」を整備する。

<対策>

- 令和1年 9月～ 看護休暇制度の時間単位取得導入の検討
- 令和1年10月～ 「育児・介護休業に関する規則」の変更、施行

目標4 年次有給休暇取得を促進する。

<対策>

- 令和1年 9月～ 年次有給休暇取得の実態調査
- 令和1年10月～ 年次有給休暇取得率が低い社員に対する取得の勧奨